

# ドルフィー® ドレス・小物 委託販売のご案内

ドルフィー®に関連するあなたのオリジナルのドレスや小物などを、全国のボックス・ドルフィー®取り扱い店舗（天使のすみか、天使の窓、天使の里、DP秋葉原、DP大阪）で委託販売できます。

## 【ドルフィー®ドレス・小物 委託販売出展の流れ】

### 1 委託販売出展者の申請

■受付場所:ボックス店頭 または 本社へ郵送

この用紙の裏面「委託販売規約」に同意のうえ、以下の **必要書類** **サンプル商品** をご提出ください。

提出するもの

#### ●身分証明書のコピー



身分証明書は  
・運転免許証  
・健康保険証など  
住所が確認できるもの!

#### ●ボックス会員番号(VS/VIP)

※業者出展の場合は不要



会員カード裏面の  
99...の番号です

#### ●必要事項 記入済みの 「ドレス・小物委託販売 出展者申請書」



#### ●サンプル商品

商品のカテゴリーごとにそれぞれご提出ください  
※サンプル商品の返却はボックス店頭または着払いにて承ります。

例  
・ドレスを出展する場合 → ドレス×1着、  
・ドレス/シューズ/アクセサリを出展する場合  
→ ドレス×1着/シューズ×1個/アクセサリ×1個

### 株式会社ボックス・本社にて審査・認定・出展者登録

株式会社ボックスの規約に基づき申請内容を審査します。認定された場合は出展者登録し、「委託販売認定書」を発行します。

申請から認定書発行まで 1～3か月 程度かかります

### 2 株式会社ボックスから発行された「委託販売認定書」が到着

株式会社ボックスより委託販売出展者として認定されると「委託販売認定書」が発行され、店舗にて作品を販売することができます。

「委託販売認定書」は発行より1年間有効です ※有効期間内の内容変更はできません。



### 3 ボックス店頭で商品を出展/販売スタート

**必要書類** **商品** をボックス店舗にお持ち込みください。

※委託販売認定証をお持ちの場合でも、店舗によってはすぐに受付できない場合がございます。詳しくは店舗までお問い合わせください。

必要なもの

#### ●身分証明書

運転免許証、健康保険証など  
住所が確認できるもの



#### ●ボックスポイントカード（業者出展の場合は不要）



#### ●委託販売認定書



#### ●記入済みの委託品納品書

※商品のカテゴリー/アイテム名/数量/価格を記入してください。



#### ●販売したい商品



商品にわかりやすく貼付してください。

#### ディーラーについての情報

●認定番号 ●納品書の商品No.  
●ディーラー名  
●連絡先 ※メールアドレス、WebサイトURLなど

#### 商品についての情報

●価格 ●サイズ表記 ●セット内容

委託期間は1か月です ※延長はできません。

### 4 販売品の精算 1か月後の出展終了日までに精算ください。

Q. 一般出展と業者出展の違いは? A. 下の表のように、納品方法や出展できる商品数、手数料などが異なります。

	一般出展	業者出展	
製造方法	手作り品	(主に)工場生産品	製造方法
商品の納品	出展店舗への持ち込みのみ	(全国のボックス店舗に)郵送で納品可能	商品の納品
売上金の精算	ボックス店頭で現金精算	すべて銀行振込	売上金の精算
販売手数料	25%	35%	販売手数料
出展できる商品数	25個まで ※店舗によって異なる場合があります	出展する店舗、アイテムにより異なる	出展できる商品数
資格	●ボックス VS/VIP会員 ●満20歳以上 ●日本国内に在住、連絡が取れること	●満20歳以上 ●日本国内に在住、連絡が取れること	資格

Q. 業者出展とは?

A. 主に個人での制作ではなく、工場生産(国内・海外)/外注(国内・海外)/仕入れ(国内・海外)した物を販売される方を対象とします。お客様からの申請だけでなく、趣味の範囲を越えているものなど当社にて判断させていただく場合がございます。

規約の詳細は裏面の「委託販売規約」をご覧ください。規約違反が発生した場合は「委託販売認定書」を取り消し、今後ボックスでの委託販売はできません。

お問い合わせ  
郵送での宛先

〒600-8862 京都市下京区七条御所ノ内中町60 株式会社ボックス「ドルフィー®ドレス小物委託販売」宛  
TEL:075-325-1171(受付時間 平日11:00~18:00 ※土日祝日を除く) <https://www.volks.co.jp>

① 本規約をよくお読みいただき、内容を  
ご理解・ご納得のうえでお申し込みください

# ドルフィー®ドレス・小物 委託販売規約 2022.11月更新

※本規約は予告なく変更される場合がございます。

## ■登録者の参加資格について

- 満20歳以上(身分証明書が必要です)
- 日本国内に在住、連絡が取れること
- (一般出展の場合)ボックス VS/VIP会員

トラブル防止のため、登録者本人が今後すべての手続きを行ってください。代理の方、親戚、友人など本人以外の手続き・作業は一切できません。また、各種権利の譲渡・貸与はできません。万一それらが発覚した場合、登録そのものを無効とし今後の登録はできません。

## ■委託販売認定書制度について 「委託販売認定書」をお持ちの方は、店舗にて作品を出展・販売することができます。

<申請方法> 本規約に同意のうえ、以下の必要書類・サンプル商品をご提出ください。 **■受付場所: ボックス店頭 または 本社へ郵送**

- 身分証明書のコピー(運転免許証、健康保険証など住所が確認できるもの)
- ボックス会員番号(業者出展の場合は不要)
- 必要事項記入済みの「ドレス・小物委託販売 出展者申請書」  
※業者出展の場合、出展業者詳細データを必ずご記入ください。
- サンプル商品 ※商品のカテゴリごとにそれぞれご提出ください。
  - ・価格、サイズ表記をつけてください。
  - ・サンプル商品の返却はボックス店頭または着払いにて承ります。
  - ・発送中の破損などには対応できません。

株式会社ボックスの規約に基づき申請内容を審査します。認定された場合は出展者登録し、「委託販売認定書」を発行します。※発行から1年間有効  
※「委託販売認定書」に記載されている出展場所・商品カテゴリ以外の新たな出展を希望される方は、更新時に登録内容の変更をお願いします。

## ■販売商品について あなたが製作したオリジナルドレスや小物の販売ができます。 ※店舗ごとに個数制限があります。

・サイズ表記(例:SD用、SD13用、SDM用など)を必ず付けてください。・展示スペースに限りがあるため、商品は最大でもA3サイズ程度になるように梱包してください。

### ① 以下のような物は販売できません(発見しだい撤去いたします)

- 特定のブランドやキャラクターを模したドレスや小物
  - デザイン上はオリジナルでも他人のパターンを使用したドレス製品
  - 版權利用許諾を受けていない品、コピー商品、盗品、不正商品
  - ドルフィー®がいなくても成り立つぬいぐるみやディスプレイアイテム(展示小物)
  - 他社ドール製品やドルフィー®に関係のないもの
  - ボックスオリジナル商品をカスタムしたもの
  - ドルフィー®ケア用品、サポートアイテム、キット商品(未完成品)
  - 生き物、生ものなどの商品
  - 人を傷つけるおそれのあるもの(鋭利なものなど)
  - 他のものを汚損・破損させるおそれのあるもの
  - 広告宣伝活動とみなされる表記のあるもの(販売サイトのURLなど)
  - 公序良俗に照らし不適切と判断した商品
  - (一般出展の場合の)工場生産品
- この他、特殊な商品などはお断りする場合がございます。

※納品後に問題が発生した場合、当社の判断で販売中止、撤去、委託販売認定書の取り消しをする場合がございます。 ※出展に関する判断は当社に一任させていただきます。

## ■販売価格について

・ボックスでは委託販売商品を「表示価格=税込販売価格」としてご予約、販売しております。  
・販売価格は1商品につき 最低価格300円~最高価格5万円の範囲内で出展者が自由に設定できます。  
最低金額未滿や最高金額以上にはできません。※価格設定について当社が不適切と判断しお断りする場合があります。

## ■委託期間について 期間は1か月単位です。延長はできません。 同じ商品を委託販売する場合にはいったん精算し、改めて納品してください。

### 店舗での納品・販売・精算(商品引き取り)の流れ

#### ●出展申し込み内容・ご利用規約の確認

本規約をよく読み、内容をご理解・ご納得のうえでお申し込みください。

#### ●出展申し込み

商品の納品・精算・引き取り時には下記書類を必ずお持ちください。  
(登録者本人のみ)

- 身分証明書(お名前、ご住所が確認できるもの)
- ボックスポイントカード(業者出展の場合は不要)
- 委託販売認定書
- 委託品納品書

#### ① 商品の納品

商品・委託品確認票はご自宅で準備ください。

商品→認定番号・値札・サイズ表記を貼付/委託品確認票→必要事項を記入

商品説明には、実際の商品と異なる内容や紛らわしい表現、他店への広告宣伝活動とみなされるもの(販売サイトのURLなど)はご遠慮ください。その他、不適切な表現があった場合、販売をお断りいたします。また、その判断はボックスに一任されます。

※商品陳列の作業は陳列場所・陳列方法などを含めスタッフが行います。

※店舗状況によりすぐにお受けできない場合がございます。

※一度お預かりした商品の価格や内容を途中で変更することはできません。

#### ② ご精算

納品日から1か月後の出展終了日までにご精算ください。

(終了日以前のご精算も可能です)

- ・精算時には身分証明書、委託販売認定書、委託品納品書、受け取りの印鑑が必要です。
- ・精算は必ず登録者本人に行います。本人以外への精算は一切行いません。
- ※出展終了日を過ぎた場合は店頭より商品を下げさせていただきます。
- ※出展終了日から2週間以上お引き取り・ご精算がない場合、精算の意思なしと判断し精算金がお支払いできなくなります。

#### <精算金のお支払い方法>

- ・5万円未滿の場合 : ボックス店頭での現金精算
- ・5万円を超える場合 : 銀行振込での精算(振込手数料は出展者様のご負担となります)

#### <販売手数料> 一般出展: 25%

例) 一般出展(販売手数料25%) 表示販売金額10,000円の場合  
→登録者受け取り金額は7,500円となります。

#### ③ 未売約品のお引き取り

ご精算時に未売約品をお引き取りください。

※精算予定日から1か月以上ご来店・ご連絡がない場合、商品お引き取りの意思なしと判断し、出展商品は当社で処分いたします。

また、「委託販売認定書」を取り消し、今後ボックスでの委託販売はできません。

## ■業者出展について 販売実績や納品書などはすべてメール、Excelデータでやりとりします。 データ入力、メール送付などはお客様にお願いします。

#### <販売手数料> 業者出展: 35%

例) 業者出展(販売手数料35%) 表示販売金額10,000円の場合  
→登録者受け取り金額は6,500円となります。

<出展店舗数> 3店舗以上

<商品の出展> ボックス店頭 または 郵送受付

<精算金のお支払い方法>

販売数に限らず銀行振込でのお支払いのみ(振込手数料は出展者様のご負担となります)

## ■その他

- ・委託販売認定書の更新の際、出展商品をお引き取りいただきます。
- ・一定期間、納品・ご連絡がない場合、「委託販売認定書」を取り消し、今後ボックスでの委託販売はできません。
- ・納品・精算の受付は原則閉店1時間前までとなります(店舗によって異なる場合がございます)。また、店内の混雑状況でお受けできない場合がございます。
- ・電話等による売れた商品の確認などはお答えできません。
- ・一般出展から業者出展への変更を希望される場合は、再度「委託販売認定書」の申請が必要となります。申請書とサンプル商品の提出をお願いします。
- ・出展受付後、何らかの問題が発生した場合、当社の判断で出展物の販売を中止する場合がございます。その場合の販売保証等は行われません。
- ・出展された商品の管理には万全を尽くしますが、万一盗難等、犯罪に巻き込まれた場合には警察に被害届を出して対処いたします。その際捜査のため協力を要請する場合がございますのでご協力をお願いします。
- ・商品に傷、汚れその他の問題が発生した場合、当社では一切の保証はできません。
- ・売約済み商品につきまして不具合等があった際は、購入者様と出展者様で直接やりとりを行っていただきます。株式会社ボックスは一切関与できません。
- ・その他、不測の事態や問題が発生した場合、当社では一切の責任を負いかねます。その際の処理・対応は株式会社ボックスに一任していただきます。